

郡山市資源回収推進報奨金交付要綱施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、郡山市資源回収推進報奨金交付要綱（昭和58年4月1日制定。以下「要綱」という。）第8条に基づき、交付の施行について、必要な条項を定めるものとする。

(品目)

第2条 要綱第1条に規定する有価物は、市のごみ収集対象物のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 古紙

ア 新聞紙類

イ 雑誌類

ウ 段ボール類（カーボン、油及び薬剤の付着紙を除く。）

エ 紙パック

(2) 金属

ア 鉄類

イ 非鉄類

(3) 繊維

ア 布類

イ ボロ類

(4) ビン

ア 酒ビン類

イ 洋酒ビン類

(5) その他の有価物

(登録の申請期間)

第3条 要綱第4条第1項の規定による申請の期間は、第1回の集団回収実施までに行わなければならない。添えて、集団回収を実施したつど、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この期間を変更することができる。

附 則

この細則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成7年4月1日から施行する。